

令和2年斜里町議会定例会 6月定例会議 会議録（第2号）

令和2年6月25日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 3 議案第 10 号 工事請負契約（産業会館長寿命化工事）の締結について
- 日程第 4 議案第 11 号 財産（財務会計システム）の取得について
- 日程第 5 議案第 12 号 財産（ウトロ地区災害廃棄物仮置き場用地）の取得について
- 日程第 6 議案第 13 号 財産（食器洗浄機）の取得について
- 日程第 7 議案第 14 号 町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 斜里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 17 号 斜里町学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 18 号 令和2年度斜里町一般会計補正予算（第2回）について
- 日程第 12 議案第 19 号 令和2年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 13 議案第 20 号 令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 14 議案第 21 号 令和2年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 15 議案第 22 号 令和2年度斜里町水道事業会計補正予算（第1回）について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 今 井 千 春 議員 | 2 番 小 暮 千 秋 議員 |
| 3 番 久 野 聖 一 議員 | 4 番 山 内 浩 彰 議員 |
| 5 番 佐々木 健 佑 議員 | 6 番 木 村 耕一郎 議員 |
| 7 番 櫻 井 あけみ 議員 | 8 番 宮 内 知 英 議員 |
| 9 番 久 保 耕一郎 議員 | 10 番 若 木 雅 美 議員 |
| 11 番 海 道 徹 議員 | 12 番 須 田 修一郎 議員 |
| 13 番 金 盛 典 夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
北 雅 裕	副 町 長
岡 田 秀 明	教 育 長
小 林 鋼 一	代表監査委員
増 田 泰	総務部長
高 橋 佳 宏	民生部長
塚 田 勝 昭	産業部長
芝 尾 賢 司	国保病院事務部長
馬 場 龍 哉	教育部長
松 井 卓 哉	企画総務課長
鹿 野 能 準	財政課長
結 城 みどり	税務課長
高 橋 正 志	ウトロ支所長
南 出 康 弘	環境課長
鳥 居 康 人	総務部参事
平 田 和 司	住民生活課長
玉 置 創 司	保健福祉課長
鹿 野 美生子	こども支援課長
伊 藤 智 哉	農務課長
森 高 志	水産林務課長
河 井 謙	商工観光課長
荒 木 敏 則	建設課長
榎 本 竜 二	水道課長
菊 池 勲	生涯学習課長
村 上 隆 広	博物館長
佐々木 剛 志	公民館長

◎議会事務局職員

茂 木 公 司	事務局長
竹 川 彰 哲	議事係長
鶴 巻 美 奈	書 記

午前10時00分再開

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により久野議員、山内議員を指名いたします。

◇ 議案第9号 ◇

●金盛議長 日程第2、議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長（議案第9号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第9号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。木村議員。

●木村議員 辺地債について、確認の意味で質疑をしたいと思います。遠音別園地については、辺地度点数が102点になっております。この辺地度点数もそうでした。特に遠音別辺地は、102点ではなくて高い時もありました。それが102点と、ぎりぎりの点数になっています。これの確認ですが、これから5年間、この計画ができるわけですが、5年間このまま固定されるのかと。

5年後の見通しとして、今話しましたように点数が変化してきた。100点を切ると該当にならない。100点を切る可能性もゼロではないのではないかと思いますので、そこら辺の事業整備にどんどん進んでいくと、どういう見通しになるのか。担当では、見通しですから、確定ではないので、どうなっていくのか、ご説明をいただきたいと思います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 辺地の制度についてのご質問ですが、若干、制度について触れさせていただきます。辺地の算定については、今ご指摘のとおり点数で積算をしておりますが、中心となるのは、辺地の中心地ということで定めます。この辺地の中心地は、その地価の一番高い地点で、その付近での一番高いところを辺地の中心ということでまず定めまして、その地点から駅またはバス停留所、それから小学校、中学校、高校、医療機関、郵便局、役場などに対する、地点に対する距離です。

それから交通機関があるか、修正を加えた上での点数の積算となっています。議員ご指摘のように、一つは辺地の中心が動けば点数が動く可能性があります。現在、遠音別の中心ですとウトロのセブンイレブン付近ということで承知しております。ですので、この地点が動くと、数キロという単位ではおそらく動かないでしょうが、数百メートルといった

部分では動く可能性があるということです。

そういう意味では、今ご指摘の通り 102 点が現在の点数ですので、今後も動く可能性は否定できないということです。この間もそういう意味では非常に緊迫して積算させていたいただいているところですが、本年度もなんとかギリギリ 102 点ということで 100 点を超えることができたということです。

距離の他の要素としては、例えば電気の供給施設が制限されている場合の状況と供給時間帯であったり、飲用水の状況であったり、地域に電話がない場合などの項目がありますが、これはいずれも今後もウトロでは、達成というのも変ですが、逆に言うと不便になるということです。項目としては鉄道または定期バスの一往復回数ですので、その回数が増えて便利になると、その点数が下がるということで辺地から外れる可能性も否定できないところです。申し遅れましたが基本的にこの 5 年間は認定ということでこのまま進んでいくことになりますので、積算については 5 年に 1 回させていただくということになります。

●金盛議長 他、ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第 9 号についての質疑を終結いたします。次に、討論採決ですが、議案第 9 号については補正予算をとまいますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第 10 号～13 号 ◇

●金盛議長 日程第 3、議案第 10 号、工事請負契約（産業会館長寿命化工事）の締結について、から、日程第 6、議案第 13 号、財産（食器洗浄機）の取得について、までの、4 件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長（議案第 10 号～13 号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第 10 号質疑 ◇

●金盛議長 議案第 10 号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 改修工事のことで質問します。今回の改修の中で、大ホール暖房機の設置があります。今既存の暖房機があるのですが、今回、天井が高くなって空間が広がっているので、現在の暖房と同じ容量では少し冬場の事業を行うには寒いのではないかと思いますのですが、その点は考慮されていますでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ご指摘のとおり、暖房器具は更新しますが、基本的な考えは現在 4 基の縦型の暖房器具があるのですが、そのうちの 2 基が年数がやや古いものを使用しており、また単純に同等程度のものを更新するという考えです。ただ現状、冬期間とても寒い

のは北側2階のガラスブロックが割れたりして、外気が入る場所があります。それは今回、断熱が非常に向上しますので、同程度の暖房器具でも相当程度改善されるのではないかと考えております。

●金盛議長 他、ございませんか。久野議員。

●久野議員 この施設は当初、一般質問などでお聞きしましたら、除却ということになっておりましたが、それを翻してこうした設備の改修ということになっております。そのためには使う頻度というか、会議の、町民に使われるということが前提だと思います。

今コロナで、町民の利用が停滞していると思いますが、当初は町民の会議を前提としたものでないといけないという感じで出たと思いますけれども、総務文教委員会でもこういう意見もありまして、堅いことではなくて、まず行って見ていただく、そこから色々な、コーヒーが飲めるだとか、もっと使い方を伸ばしていく必要があるのではないかと、そういう方法がいいのではないかと話しておりましたが、コロナの参考にならないので、コロナになる前の頻度というか伸びているのか、伸びていなければ今後どのような対策をして町民に周知していくのかを教えていただきたいと思います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 過去との比較はしていないのですが、昨年の実績で申し上げますと、大ホールで3500人程度、会議室も一番多い所でも700人、今回整備したワーキングスペースで年間で約600人ぐらいの利用でした。議員ご指摘のとおり、あの施設をいかに周知するかは課題だと承知していますが、今回の長寿命化の工事があることはわかっておりましたので、その完成を待って広く、民間というか出張で来られる方などのテレワーク場所、ワーキングスペースなどでの周知を予定しております。まず今年度の工事を少し待っていただいて、それから広くアピールしていく予定ということでご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 了解しました。若木議員から大ホールの暖房等の件も出ていましたが、その頻度によってたくさん会議するスペースも生まれてきておりますので、無理にそこを全部使うということではなく、2階北側の暖房のないところでは、冬の間は無理に使わず、閉鎖するだとか効率的な運用に努めていただけないかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ご承知と思いますが、以前、産業会館は全館暖房が基本でした。全館にボイラー室があつて、全館空調をしておりましたが、それを今の個別暖房に切り替えております。例えば大ホールは、若木議員の質問とも関連しますが、使用される予定がわかれば、その数時間前から暖房をたいておくという形で、部分暖房の形をとっております。今回の暖房の向上によって全館の温度がどうなるかはやってみないと分からないところが

ありますが、少なくとも今より良くなると思いますので、効率的な運用に心がけたいと思っています。

●金盛議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 この利用について伺います。商工観光課長の答弁にありましたように、前段でやっていた改修は、この長寿命化をくみした形での計画として進んできたと産業厚生委員会でも説明を受けています。工事が全て完了したときに、これまで例えば大ホールの使用料金だとか、ワーキングスペースなりの利用の負担、受益者負担に関しても、今後変わっていくのか、それから利用という部分では、久野議員もおっしゃったようにコーヒーが飲めるだとか、2階のフリースペースの利活用に関して今後、開放できる時間あるいは利用できる時間なども、もう少し利便性が良くなるような対応も含めて考えていらっしゃるのか伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ただ今、手元に資料を持ち合わせておりませんが、昨年、平成30年度の改修が終わった後は、平成31年の3月議会で条例の改正をしまして、それぞれの利用料金の整理はしました。それは他の公共施設との兼ね合いも見ながら平米単価をもとに利用金額を定めておりますが、その中でも全般的に使いやすい金額で設定しておりますので、お金が支障になって利用が高まらないとは今のところ想定しておりません。

あとは議員がおっしゃったように、利用時間の関係、例えば夜間をもう少し利用できないかとかワーキングスペースなどですが、利用できないかという声があることは承知しておりますので、そこを見越して防犯カメラや電子キーを導入しておりますので、そういう組み合わせをしながら、利用時間の拡大に努め、より利用されるような施設を目指していきたいと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私が確認したかったのは、昨年、他の施設を含めて利用料改定が全般的に行われました。それとは別に今回また新しくなって、改定など考えていらっしゃるのかという質問だったので、それについてお答えください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 その点では長寿命化を見越して料金改定を1年3カ月前にしておりますので、改定の予定はございません。

●金盛議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今、議案第10号に関してのみですか。

●金盛議長 そうです。

●櫻井議員 わかりました。すみません。

●金盛議長 これをもちまして、議案第10号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第１１号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第１１号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これを持ちまして、議案第１１号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第１２号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第１２号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今回、財産として取得したウトロ地区の災害廃棄物の仮置き場の用地に関して、取得された方が良いと地域でも何人かの方々が、災害防災に関連して心配していたので非常に良かったと思います。一方で、ここの仮置き場の管理は、今回はうちの町で取得した部分のエリアがはっきりとしていますし、また近隣に住んでいらっしゃる方もいますので、その辺の管理に関しては今後、例えば年に一度草を刈るだとか、何かあった時に即使えるような状況と、あとは周辺の景観に配慮した対応は取られていくのでしょうか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 ただ今の櫻井議員の質問ですが、今後の管理に関しては、現状、ウトロ地区を囲っているシカ柵のエリア外でシカが大繁殖していることと、普通、斜里の平地であれば樹木が生えたりするのですが、それらも生えなくて逆に草も長く伸びないのです。災害廃棄物を置くには非常に適しているのかもしれないですが、その結果アメリカオニアザミが繁殖していますので、そういった部分は支所と連携しながら刈り取っていきたい、あとは知床財団と連携しながらシカの部分をどうするかは今後考えていきたいと思っています。

●金盛議長 他、ございませんか。これを持ちまして、議案第１２号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第１３号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第１３号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これを持ちまして、議案第１３号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第１０号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第１０号について討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。これから議案第１０号について、採決を行います。議案第１０号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第１０号については、原案のとおり可決さ

れました。

◇ 議案第 1 1 号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に議案第 1 1 号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。これから議案第 1 1 号について、採決を行います。議案第 1 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 1 2 号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に議案第 1 2 号、財産（ウトロ地区災害廃棄物仮置き場用地）の取得については、補正予算をとまいますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第 1 3 号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に議案第 1 3 号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。これから議案第 1 3 号について、採決を行います。議案第 1 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 1 4 号 ◇

●金盛議長 日程第 7、議案第 1 4 号、町税条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。結城税務課長。

●結城税務課長（議案第 1 4 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第 1 4 号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第 1 4 号についての質疑を終結いたします。これから、討論採決を行います。議案第 1 4 号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。これから、議案第14号について、採決を行います。
議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第15号 ◇

●金盛議長 日程第8、議案第15号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 (議案第15号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 説明が終わったところで、暫時休憩といたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時30分

●金盛議長 休憩を解き、会議を再開します。議案第15号について、質疑を受けます。
ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 この会計は、担当者の皆さんは毎年苦勞され、いろいろやりくりをされていることについては大変ご苦勞様です。低所得者に対する7割、5割、2割の減免が国の制度としてあるわけですが、その7割、5割、2割減免というのは、それは何を根拠にして減免制度があるのか、お伺いします。

●金盛議長 平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 7割、5割、2割の根拠のことかと思いますが、国民健康保険につきましては、さまざまな保険制度がある中で社会保険などもありますが、国保制度もある中では答弁がいいのかどうかわかりませんが、そのような保険制度の中での低所得者に対する制度での減免制度という中で、国が示している相当額と言いましょうか、そういう中での負担を軽減している制度ということですか、私の方ではなかなか難しいのかと思っておりますが、そういうようなお答えになってしまいます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 主旨は伝わりましたが、要するに国民健康保険料そのものの負担が、所得を考えると負担が重いということで、所得の低い方に対しては保険料の軽減を行うという主旨から7割、5割、2割の減免制度というのが講じられていると思います。今般、新型コロナウイルスに関わって、さまざまな地方税、固定資産税の減免ですとか、支払い猶予、償却資産も含めてですが講じられています。これらの具体的な数値的なものが明確ではな

いのかもしれませんが、さまざまな収入の影響を受けていることから、国は地方に対して減免制度や支払い猶予制度を講じるように通知を出して、それを受けて町が、さまざまな政策を講じていると承知しています。そういう主旨からいくと、国保にあっても現在、7割、5割、2割という減免制度があるわけですが、さらなる救済措置といえますか、措置が必要な時期ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 国民健康保険における新型コロナウイルスの影響による減免と理解していますが、先ほどの説明の中でも触れましたけれども、収入が著しく減った方や主たる生計者の方の死亡、重篤な出費になった場合などについては、減免制度ということで、この度、補正予算の中でも提案をさせていただいている状況です。中身としましては事業収入前年の10分の3割になった方や前年の合計所得が1千万円以下になった場合、減少することが見込まれる収入の合計額が400万円以下になる場合には、この対象になるといろいろなことへの減免措置が設けられております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 そういう一定の指標に基づくものもあるわけですが、もともと所得が低い人たちがいるわけです。その人たちの実態として表の中にありますが、例えば給与などの収入金額が98万円であると、所得金額としては33万円しか計上されない、算出されてこないというような人たちがいるわけですね。この人たちは、33万円で生活しなければならない実態があるわけです。こういう層の人たちに対して、住民福祉の機関としての地方自治体の役割、すなわち斜里町役場ですけれども、新型コロナというような緊急的な事態の中にあっては、やはり考慮する必要があるのではないかと考えるわけですが、どうでしょうか。

●金盛議長 平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 宮内議員からは、著しく所得の低い方についての措置と言いますか、そういうものがどうなるかとの質問と思いますが、先ほどのとおり、国からの制度として7割、5割、2割軽減がある内の、それに対する町の独自減免措置ということで、低所得者の方々に対しましては7割、5割、2割の残となる2分の1をこれまでも支援してきたということです。これまでは所得の低い方については措置をしてきたということでありまして、今回は臨時的に新型コロナウイルス関連の部分として、減免措置もしくは徴収猶予というような対応をさせていただくと考えております。

●金盛議長 他、ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第15号についての質疑を終結いたします。次に、討論採決ですが、議案第15号については補正予算をとまないので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第 16 号 ◇

●金盛議長 日程第 9、議案第 16 号、斜里町介護保険条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長（議案第 16 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第 16 号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第 16 号についての質疑を終結いたします。次に、討論採決ですが、議案第 16 号については補正予算をとまないので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第 17 号 ◇

●金盛議長 日程第 10、議案第 17 号、斜里町学校給食センター条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長（議案第 17 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第 17 号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第 17 号についての質疑を終結いたします。次に、討論採決ですが、議案第 17 号については補正予算をとまないので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのちに、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第 18 号～22 号 ◇

●金盛議長 日程第 11、議案第 18 号、令和 2 年度斜里町一般会計補正予算（第 2 回）について、から日程第 15、議案第 22 号、令和 2 年度斜里町水道事業会計補正予算（第 1 回）について、までの 5 件を一括議題といたします。

それでは、議案第 18 号から議案第 21 号までの説明を、鹿野財政課長。

●鹿野財政課長（議案第 18 号、19 号、20 号、21 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明中ですが、ここで昼食休憩にしたいと思います。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

●金盛議長 休憩を解き、会議を再開します。説明途中の一般会計 2 款 3 項から説明を。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第18号、19号、20号、21号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 続いて、議案第22号の説明を、榎本水道課長。

●榎本水道課長 （議案第22号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第18号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第18号、令和2年度斜里町一般会計補正予算（第2回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 新型コロナウイルスの感染症対策の事業費に関して伺います。説明資料の中でも区分されてわかりやすく示されておりますが、国が行う対策、うちの町で5月の補正予算で行われる分、そして今回の、という形で分かれています。項目がいろいろあるので、ウトロ地区の事業系廃棄物の自己搬入に関しての助成金について伺います。このごみの収集は、先ほど説明もありましたように、ごみ袋の販売で賄われている事業です。この金額の算出方法はどのようにしてされたのでしょうか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 櫻井議員のご質問にお答えします。この補助金の額についてですが、元年度のウトロ事業系処理組合のごみ袋の売り上げ金額の半分の額と、組合費を事業系の組合員が支出している額があるのです。それが組合の歳入に入っていて、その半分の額を合わせたものが400万円を超えた額、今回補正させていただいた額となっております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回のコロナの影響は非常に事業者の売り上げ落ち込みというか、事業ができない状態が続いていて、現在もごみ袋が全然売れないという話を伺っています。今後どれだけ回復を見込んでいるのか時期的なスケジュール的な部分に関しては、昨日の一般質問でもありましたように、まだまだ先が見通せない状態になっていると思います。

今後、これは半年分というか半分の額になるのですが、今後このごみ袋の減少は、イコール、事業がなかなか回復していないことと連動していますけれども、その辺についてのある程度の見通しと、今回のごみ組合のウトロ地域事業系ごみ処理運営組合、この組合自体が国の実施している持続化給付金の対象になるのかに関しては、町は何か捉えている情報はございますか。どちらも運営に関わる話ですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 今後のごみ袋の売れ行きの状況ですが、昨年度の半分と、とりあえず収入を見込んでいます。それに対して支出が、ごみ収集車が本当はウトロまで行って回収するのが、そのペースというか、行っている台数が変わらないです。今、事業者の方も。変えないペースで行っていて、集めているごみの量はかなり少ない状況になっているのは、把握しています。そういった支出を見直す部分もあるのではないかと、組合からの要望を

満度に認めているわけではないのです。その中で支出の部分を見直したところで、収支が今年度は何とかとントントンというか、合うのではないかなと期待をしているところです。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 2点目の、持続化給付金が該当するかしないかですが、内部的にももしかしてもらえる可能性があるということで、事務局にその可能性があるかもしれないので、調べて必要に応じて申請してくださいとお願いはしております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ごみの収集回数は量が減っても運行回数が減らないのでは、非常にロスがある収集の状態になっていますが、日常生活の中では、一週間に一回というわけにはいかないと思いますので、その辺は今後、実施している組合と再度協議を重ねて、現状に則した、なおかつ負担を少しでも減らせるような形で動いていただきたいと思います。持続化に関連して、万が一、組合が持続化の対象になるのは私も調べたので、ごみ処理運営組合に対してどうだったか確認させていただきたいと思いますが、持続化の対象にならなかった時に、うちの町独自でやっている中小規模事業者に関しての給付対象にはなり得るのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 対象としては了承しておりましたが、売り上げや確定申告、若干の条件がございますので、それを満たしていればいいことになりますし、満たしていなければならないことになります。業者につきましては、現在の給付状況を踏まえて、7月号広報で業種の拡大を予定しておりますけれども、今回はごみ組合が町の給付金の対象になるかならないかは今後、検討させていただきたいと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 持続化給付金の対象では、ごみ組合、斜里の場合でしたら温泉のお湯を管理している温泉組合の方は対象になるのではないかと私は捉えているのですが。事業系という意味合いの強い部分に関しては、町の方での業種の対応も、先般、委員会でも伺ったように7月に業種対象を広げるというお話を伺っていましたので、それに関連して組合形式でやっているところもあると思いますし、今回もごみ袋の販売によって運営しているという形でありましたら、一つの事業として捉えて対象にすべきではないかと思いますが、その辺の、何かそれができない、あるいはここに該当しない理由はあるのでしょうか。

●金盛議長 暫時休憩といたします。再開を2時ちょうどといたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後2時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を再開します。櫻井議員の保留中の答弁。塚田産業部長。

●塚田産業部長 櫻井議員の、ウトロ地域事業系ごみ処理運営組合に対して給付金が交付可能かというご質問だと思います。町の給付金は、小規模事業者に対してということで当初の業種範囲を定めておりましたが、今般、業種を拡大して対応するという事になっておりますが、ウトロ地域のごみ処理事業組合が、町の当初想定していた小規模事業者に該当するかどうか、こういった組合に対しては想定をしていなかったのが正直なところで

す。

持続化給付金の対象になる事業所であれば、給付金の対象の事業所にもなり得るという考えもありますし、一方、町からの助成金を受けている組合に対して別な形の給付金を出すことに對して、二重の給付に当たるのかということも考えておまして、今後、同様の組合等もあると思われますので検討させていただきたいと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 持続化給付金に関して、同じような事例がたくさん出ていまして、確定申告の状態で事業収入が記載されていれば、事業収入イコール事業所得という形での捉えをして、その給付金を支払う部分のラインになっている。これは結構シンプルで、確定申告をしていることが前提にはなるのですが、事業所得がプラスだろうが赤字だろうが、そこには給付される。

今回の給付金、それから町での中小規模事業者に関しても、援助や補助ではなく給付という意味合いで、売り上げがいくら落ちているからという一つのラインはありますが、考え方として持続化給付に関してはコロナの状態で、日々の必要なお金だとかが依然として入ってこない部分で、それに対する給付という考え方だと思っています。

温泉事業組合の方は、持続化給付金の申請をしているそうです。向こうからもう少し待ってくださいと。混んでいるから少し遅めに出した。ウトロの事業者も、町の方にももうされていると思うのですが、ほとんど売り上げと所得税と法人税、要するに企業が納める事業のお金です。

税金も全然ゼロだけれども大丈夫かという問い合わせに関しては、それは関係ないと。確定申告をしていて最終的に売り上げと所得がゼロになっていても、税金が一銭も納められない状態でも、対象になりますということを押さえていると言っていましたので、その補助などという形になったら、今、町が事業系の組合に運営上の補助対象として、お金を出すと思うのですが、それとは別に事業の減少という部分を考えての給付の対象になるのであれば、今、部長がおっしゃったような形でも少し整理して、そういった方々にも町の小規模の部分が該当すれば良いとは思いますが、考え方としてはおかしいでしょうか。

●金盛議長 塚田産業部長。

●塚田産業部長 そういう考え方も確かにあると思いますが、先ほども言いましたように想定外ということもありまして、検討させていただきたいということで考えています。

●金盛議長 他、ございませんか。久野議員。

●久野議員 一般会計補正予算書の6ページ、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の中の搬送用アイソレーター関連でお聞きします。消防費でアイソレーターという言葉が出ていて、陰圧式患者搬送用器具ということで、これは、ご家族の後の同乗者及び隊員を感染から守るための器具で、前は保健所対応だったということです。

患者さんの窮状に備えて救助のために保健所からの要請を受けて、消防局でも対応することにしたとのことですが、これが北海道のコロナウイルスの助成ということで、アイソレーターを拡大したような陰圧室を介護施設に補助し、希望のあるところ、病院にも付けますということを出してきたのですね、道の方で。これからインフルエンザ対策などありますので、斜里町でもこういうものに乗ってやられてはどうかと思うのですが、そこら辺の見解はまだわからないでしょうか。

●金盛議長 芝尾国保病院事務部長。

●芝尾国保病院事務部長 今回この予算に計上している搬送用のアイソレーターについては、病院に設置するものではなく、消防の方に設置する機器ということで、ご質問の病院や介護施設でそういった物というお話だったかと思います。確かに補助メニュー等々ではあったと理解しておりますが、現時点において当院でコロナウイルス患者さんを受け入れるという考え方は持っていません。将来的には何とも言えませんが、現時点において多額のお金をかけて病室の一部を陰圧対応のものに変える計画は持ってはいません。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 消防の方の予算協議の中での情報ということで、確定ではありませんが、搬送用アイソレーターには、従来からもあった方が良いのではと、その強化という意味でお話はあったと聞いておりますが、今回は150万円というおおむねの経費の中で、その半分を緊急消防援助隊設備整備費補助金ということで該当するという部分、残りの2分の1は地方創生の臨時交付金の補助事業分を充てられるということで、自主的に町としての負担がない形で今回は整備が可能ということで、特に導入を図ったという部分でございます。失礼しました、3分の1です。

●金盛議長 他、ございませんか。久野議員。

●久野議員 ただ今、病院の事務部長からコロナ患者の感染対策はまだやっていない、そのために陰圧室を使う必要性はないのではないかと聞いていたのですが、これは道の政策としてはインフルエンザにも使える、換気設備の設置にも助成しますと言っているのです、3月の一般質問でも言ったように秋冬になってコロナかインフルエンザかわからない発熱外来ということで備えておくと、より効果があるのではないかという主旨で、質問をしたので、そういう質問だとわかっていただければと思います。

●金盛議長 芝尾国保病院事務部長。

●芝尾国保病院事務部長 当院でコロナの対応はしていないということでご理解いただきたいと思います。当然コロナなのかインフルエンザなのかかわからない患者さんが見えに

なりますので、できるだけ一般の患者さんと交わることをないように、それで5月の補正でも予算化をしていただきました。

外に発熱外来ということでプレハブを置いて対応に当たっているところです。確かにインフルエンザ等々にも活用が可能だということも、十分承知をしているところです。ただ当院においては現在、病床の役割として感染病床等は持っておりませんので、見積もりをとったりしてはいないですが、かなりの経費がかかると思いますので、そういった中では現時点ではまだまだそこまでは踏み込めないのかと考えているところであります。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私も新型コロナウイルス感染症の経済対策のことでお聞きします。説明資料4ページの官民を挙げた経済活動の回復の町民特別宿泊飲食券等発行事業ですが、斜里町が地元の住民の利用喚起を図り、売り上げが減少している飲食業やサービス業を支援するという目的で、その仕組みを考えられているのですが、先週、道の方で、それらの市町村が取り組んでいる分の10%の助成をするような考えが示されましたが、そちらは地域住民以外の購入ができるものが対象ということで、斜里町のこの事業は対象にならないということが、報道の中で私は理解したのですが、こういう仕組みを組む段階で、道の方からこういう支援を考えているなどの情報はなかったのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 6月の10日ごろだったと思うのですが、上乘せを考え始めているという情報は聞きました。5%ないし10%の上乘せを、ということはあったのですが、先週末に通知を受けた段階で、該当の市町村以外の住民にも販売しなければいけないという条件が最後の最後まで加わってきていて、その段階で我々も準備していましたので、こういうことを考えているが使えないかと道の本庁に照会をかけましたが、現時点では対象にならないという判断をしています。上乘せをもらえないというか、もらわないというか、そういう理解をしております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 道はどうみん割も始めていますので、今後これの追加があるのかわからないのですが、地元住民だけで今の落ち込みが激しい観光業や飲食業の全てが支えきれないわけではないので、町民以外の方も来ていただける仕組みを作りながら、もし道の支援があれば後はそういうものにも乗っかりながら、広く斜里町に訪れてくれるような仕組みも考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 需要喚起という意味ではおっしゃるとおりなのですが、まさしくそれがGO TOキャンペーンであり、どうみん割だと思います。どうみん割であれば、利用時に道民であることを証明するという政策を道が打ちながら、町の町民に限定した政策に対しては、もっと広げなさいと矛盾するような条件を付けてきたので、照会と同時に、おか

しくないですかと私も言いましたし、同様のクレームと言いますか、意見が他の市町村からも結構出ているとおっしゃっていましたので、もしかしたら方向が変わるかもしれません。そうなったらその辺は準備の都合もありますが、柔軟に対応したいと思いますし、議員と同じように需要喚起を広くしていかなければならないという視点は持っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 若木議員がおっしゃった道の対応に関連してですが、他の市町村でこうした宿泊券や飲食券、プレミアムの付いた特別宿泊券という発行をやっていて、割引率はすごく高く、2千円で1万円分を町民に向けに販売して、なおかつそれとは違う内容で近隣の町村向けに販売している。おそらくそれは今おっしゃった道で割引率を少し補充する部分を使っていると思うのですが、知床観光の宿泊という中で、例えば清里町、小清水町でも飲食関係に関しては充実して出していますが、宿泊という部分を近隣町村に限定して広げての喚起というのは考えられなかったのか伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 考えたか考えていなかったかで申し上げれば、考えていません。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 取り合いになると考えましたら、他町がやっていた部分が少し大変だろうなと思ったのですが、オホーツクの観光圏では、宿泊施設を持っている市町村はこれだけ大きなキャパを持っているところはないので、ある程度、近隣を視野に入れた部分は必要ではないのかと思って質問させていただきました。

一方で、北海道新聞にも出ていましたが、今回スタートするどうみん割で、色々な登録条件が揃わないということで、本来は明日からの販売でしたが延びました。その諸条件の中では、どうみん割に関わってくる部分で、このGO TO キャンペーンやどうみん割による割引との重複はどのような部分に充てられて、うちの町にどうみん割が当てはまる時に、そこから抜けてしまう業種はないだろうかという話をしながら、この宿泊券の発行を考える、とお話ししていましたが、どうみん割に付された条件を鑑みて、商工観光課としてはどのように捉えていますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 アウトドア事業者を対象にするかしないかのご質問という理解でよろしいでしょうか。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 最初の声が聞こえませんでした、何を対象にとおっしゃったのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 どうみん割で議論になったのは、アウトドア事業者の道の資格要件を満たしている事業者でないと対象にならないということでしたが、それが一昨日、修正の通知が来ました。その条件が変わったということですが、同様の意味で、この後、町で

やる宿泊券の方の要件を変えるつもりがあるのかないのかを、ご質問されているという理解でよろしいでしょうか。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 アウトドアの要件が変わった件は、承知しています、緩和されたという部分で。課題はあるにしても、うちのやっているアウトドアガイドに関しては、今回の要件変更は良かったと捉えています。一方でこのどうみん割が使える宿泊施設の宿泊料金の上限という部分が出てきたり、販売が先延ばしになったのは、該当する業者さんで、部屋数を割り増ししたという話が出ています。この部屋数を割り増ししたという部分で、ということは部屋数が少ないところにとっては、このどうみん割はマイナスな、あまり恩恵がないのかと私は思いました。

もう一つ、6千円という下限の中で、うちの宿泊券を発行した時に、どうみん割との構成の中では不利益になるところが、どうみん割の部分で出てくるのか。うちの町では上限を付けていないと思いますから、そういった中でどうみん割と整合性を取って、うちの町にとって町民が使うには有利な形を考えるにあたって、今回のどうみん割の決定はどういう風に捉えていますかということです。問題がないのか、うちの町にとって良い条件になっているのかという部分に関してです。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今回の町の宿泊飲食券は、どうみん割との整合性を取ろうとしていたわけではなく、それぞれが事業を動かしている道庁は道民の旅行需要喚起、斜里町は町民の町内需要喚起という点でやっているの、道庁が条件を変更したことによって、今回の町の宿泊飲食券で影響を受けるだとか、そういうことは基本的にないと思っています。それぞれということしか申し上げられないかと思っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 だから5月に、これからやるどうみん割やGO TO キャンペーンの動向を見ながら、うちの取り組みを決めていくというお話でしたので、そういう意味で伺いました。

もう一点伺います。今回の宿泊券に関してなのですが、内容について伺います。7月上旬から発売されるということで、ここで飲食券と宿泊券が一応分かれていますのですが、例えばホテルに宿泊して、ホテル内の飲食、宿泊料金に含まれない部分で食事をとるという時には、この飲食券は使えますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 先ほど鹿野財政課長の説明以後、事業所である商工会との打ち合わせを繰り返しておりまして、少し変わっているところもございますので、その説明も兼ねてご回答します。宿泊券ですが、当初、宿泊施設のみという形でお伝えしておりましたが、ガイド事業者や観光事業者など宿泊券で使えるように調整しております。飲食券は、飲食店とハイヤー事業者が使えるようにしています。

なぜかと言うと、宿泊券の方はまだ宿泊券という名称ではなく、チカ旅クーポンという名前でほぼ確定していますが、近場の旅を喚起するという意味での旅クーポンで、飲食券は食べる方のクーポンという区分をした結果です。宿泊券と飲食券があった場合、一つの事業者で複数の業態を持っている方がいます。宿と飲食店を持っているだとかがあります。その場合、宿泊券か飲食店かどちらかの取り扱いを選択してもらう方式になります。つまり一つの事業者が両方の宿泊券を取り扱うことはできないという風に内定しております。なぜかと言いますと、取り扱いはすなわち決済権そのものですので、買った物を複数、二種類の券を決済できるというのは、不正を招く恐れがありますので、それを可能な限り防ぐ意味でそうしています。

もう少し申し上げますと、少し直接的な答えですが、例えば宿泊施設の中で飲食券を使う場合どうなのかというご質問でしたが、宿泊施設内での飲食行為などは宿泊券でもらって構わない、宿泊施設内で完結するものは構わないという取り扱いにする予定で、今、最終調整をしております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうしましたら、宿泊施設に宿泊しないで、その宿泊施設に併設している、あるいは宿泊施設内で飲食をする場合には使えるのですか、飲食券が。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 少々ややこしいのですが、宿泊施設内で提供している、例えば夕食プラス日帰り入浴のようなケース、それは宿泊券で使うことはできるようにする予定です。宿泊施設はどちらかと言われたら、おそらく宿泊券の方を選択すると思います。ですので、その宿泊施設が提供している飲食サービスプラス、その他のサービスは、そういったものを宿泊券で決済ができるということで、逆に言えば飲食券での決済はできないことになります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 Aというホテルに行って宿泊する。宿泊した中で例えば8千円の宿泊料、私が一人で一万円使うとしたら、8千円で宿泊し、そこでビールを頼んだ。ビールの分は別払いになりますから、その別払いの分は、その1万円の中の8千円マイナスの分、2千円で支払うことができる。これはわかります。

全然宿泊を伴わず、先ほど言っていた、お昼ご飯を食べて、なおかつお風呂は入らないと思うのですが、お昼ご飯を食べるだとか、夜の宴会だけ会食という形での利用は、そのAというホテルの中では飲食券としては使えない、そこで使う場合は宿泊券。それはあくまでもホテルが、うちは飲食券利用、うちは宿泊券利用、という形の最初にアイテムを決めてしまうという形で理解していいのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 複数の店舗が複数の券を取り扱わないようにする仕組みだにご理解

をいただいた上で、夕食だけを食べに行った場合も、宿泊施設で夕食だけを食べた場合も、宿泊券で決済、支払うことができることになります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 お釣りは出ますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 お釣りは出ません。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 細かいですが、皆さん関心がある部分ですけれども、券は何円綴りになるのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 失礼しました。それも補足すればよかったのですが、宿泊券は単位が1千円券になります。飲食券は単位が500円券になります。つまり1セットが、宿泊券は1万円分、飲食券は5千円分となりますので、1セット買った場合は、宿泊券が10枚、飲食券が10枚付くことになります。

この取り扱いも商工会と何度も繰り返し話して決まりましたが、最終的にこのような金種にしたのは、これでも取り扱い枚数が全部で8万枚の金券が町内全体で動くことになりますので、これを細かくすると、あまりにも枚数が増えることになりますし、金種を大きくすると、今のようにお釣りが出る出ないの話になるということで、調整の結果、宿泊券1千円、飲食券500円という単位になったということです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 お釣りが出ない場合、1千円で払った時にお釣りが出ないと宿泊する場合に宿泊券を使って、なおかつ現金の併用はできますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 そのような利用を想定しております。

●金盛議長 他、ございませんか。久野議員。

●久野議員 町民特別宿泊券等に関連して質問します。コロナ時代の観光という番組や日曜討論などを見ておりますと、最近はインバウンドばかり騒がれておりますが、日本人の2019年の旅行消費額は、22兆円のうち日本人が78.5%、訪日外国人が17.2%ということで、圧倒的に日本人の需要が多い。この日本人の需要を7月、8月のうちに、いかに少しでも回復させるか、一つのテスト期間ではないのか、というようなことを言っていました。

宿泊券に関わる問題として、コロナ時代ですから宿泊業のガイドラインができてくると思うのです。まずテレビの消毒、大浴場であれば人数制限があります。それから宴会場が横並び、ビュッフェ方式は取りやめ、鍋は一人鍋などになって、刺身も一人ということになるのではないかと言っていました。

今、斜里町の町民をターゲットとして、ぜひ使いやすいシステム、ウトロなどのホテルを救済していく姿勢がある方は絶対買ってくれると思うのですが、一般の飲食店については、既にいろいろなメニューがわかっているのです。今回も28日にほとんどの店が集まって、1千円でいろいろな弁当を出し合ってやるという企画があって、大体、頭に入っていると思います。ところが地元のホテルについては、どうみん割だとかG o T oトラベルのことがあって、一気に上げてしまうのではないのかと、値段を。上げてもいいのです、余裕のある人は。それでメニューが出そろっているのかどうかを聞きたかったのです。それに合わせて町民が選ぶのではないかと思います。

例えばウトロの対象となるホテルや斜里のホテルがお話をして、そういったチョイスをする、選ばせるメニューが出ているのかどうか。あるいはそういう話をしているのか、お聞かせ下さい。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のように、町民宿泊券に合わせた形のプラン造成をしているのかどうかだと思います。去年まで、東日本大震災の町民宿泊券の時は旅館組合、民宿協会それぞれが、その時は3千円で1セットだったので、3千円の倍数でのプラン造成をお願いして各社対応していただきました。

今回も、同様のお願いは組織の方にはしてあるはずですが、まだ最終的な結論は出ておりません。当時と状況が違うのは、それぞれの宿の戦略といいますか、価格差がすごくついています。客単価1万1千円ぐらいが9年前だったと思うのですが、今はそうではない、2万円を超えるような客単価のホテルもありますので、そういう中で一律化が厳しいという要請があるので、もともと今回の制度設計のヒアリングにはありましたので、あまり強制することなく、町民向けの商品を作るかどうかは各お宿の方に委ねたいと思っています。それがどうなるかはまだわかりません。

補足ですが、7月上旬の販売スタートとお伝えしておりましたが、券の印刷だとかナンバリングなどの都合で7月20日月曜日の販売開始を予定しておりますので、お詫びと訂正をさせていただきますと思います。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 今、大体そのようなプランを当てはめると言っていましたが、各社でバラバラでは困るのではないのか。網走市のキャンペーンが新聞に出ていました。民宿クラスで9千円、普通のビジネスホテルで1万2千円、湖畔にあるホテル群は1万5千円といった、せめてそういった3パターンぐらいのわかりやすいものにしていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 そうなったら良いとは思いますが、こういうものがあるからといって、皆さん客単価を上げる努力をずっとしてきている中なので、そこは委ねたい。とりあ

えず夏シーズン、7、8、9月の繁忙期がありますので、それが終わって、秋には価格設定が変わるだとか季節的にも変動するものですので、宿の方の判断でという希望としてはそのような表現をしている取り組みをしていただきたいのですが、そうなるかどうかまだわからないという状況です。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 先ほど若木議員が、斜里町内のみならず他の市町村に宣伝などをしてはという話をしておりました。22兆円、全部斜里に返ってくれば嬉しいけれども、それは無理だと思います。その中で少しでも返ってくるためには、まずは町民の方々のご厚意、それは普段からの付き合いだと思うのです。各ホテルがどれだけ町民にオフシーズンだとかサービスをしていたか、還元していたかにかかってくると思います。

それが終わったら飽和状態になるとすると、テレビなどで上川町が宣伝しているのを見たことはありますか、層雲峡の宣伝。ああいうのをやりながら、道東地区の何町村か連絡し合いながら、網走の人は網走に泊まらないだろうと言っているのです、網走の議員は。斜里は飽和状態だと泊まらない。それをお互いに交換しながらやる。それが終わったら、更に広げて道東地区までやる、そして北海道地区をやる、そういった考えを持ってないと救われないと思います、ホテル群というのは。

こういう計画をぜひやっていただいて、まだ時期はあると思います、7月の補正もあるわけですから。そうしたらまず1回やってみて、例えば申込数が少ないのであれば、斜里町で宣伝をやりながら、少しずつ交換するエリアを広げていくことが需要喚起するのに重要なポイントではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今回は、9年前の東日本大震災のものをモデルにしました。当時3千円1セットで、1万セット3千万円分の宿泊券を売りました。その時のプレミアム率は33%でした。今回は販売額は4千万円相当の宿泊券を売ります。前回より1.3倍ぐらい増しますが、同時にプレミアム率も33%から50%に引き上げました。

町の税金ですので、できれば町民に還元したいという意味合いもあり、そこで今回の事業をやってみて、その上で更にそれとは別に、広く需要喚起する必要があることは承知しています。それは繰り返しになりますが、GoToトラベルやどうみん割といった一連の観光需要の動きを見ながら必要に応じて検討していくという状況になると考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 コロナ対策の、町民特産品ギフト販売促進事業に関して伺います。今、伺っていた宿泊は、宿泊券を買って、それを各ホテルあるいは宿泊施設や飲食店で、券をあげればそちらに入るという形ですが、この町民特産ギフトの販売、その取り組みとしてすごくいいかと、委員会の中でも詳しくお話を伺ったのですが、私の中で認識が足りなかった部分が、どういう風な商品を、商品の中身だとかセットの内容ではなくて、お金の流れが

どうなるのかがよく見えなかったので伺います。

予算説明資料の5ページに事業費の予算額があります。開発費でいくら、割引でいくら、この割引費は、そこで作った部分のセットの割引の料金だと思うのです。本来は1千円のものを500円で販売したと、その割引した500円分を、という形になると思うのですが、そこには、知床しゃりブランドの認証品だとか、その他、いろいろテーマ性を含んだものが入っている。そうすると、このセットを作る商品というのは、(一社)知床しゃりが買い取って作って安く売って、安く売った分の割引になった分を生産者にバックするのですか。

その商品が、どういう流れになって、販売が低迷している特産品の製造や販売業者に対してある程度の支援が大きな目的なのですが、どういうお金の流れというか、商品を作っている人、それをセレクトした知床しゃり、その商品を35%で購入して、どこかに送るという動きの中で、どういう形でお金が動いて、支援の形に回っていくのかを簡単に説明してください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員がおっしゃるとおり、さまざまなお金の動きがあります。仕入れて、販売店に持って行って、どの段階で割引率を適用するのかという話もあります。誰がセットを組むのかという話もあります。現時点で、その詳細は決まっておりません。定価ベースでの割引分相当額を少なくとも350万円以上の割引分を使ってくださいという話までです。この後、販売店の方とまだ話をしていませんので、それをセットで組み、あるいはリサーチ、その他諸々ありますので、そういった中で一番良い段階で割引率を助成金の取り扱いもきれいになるような形を調整していきたいと思っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 いい割引率になる助成金の使い方のイメージはどのような風にされているのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 理想的には、一般社団法人知床しゃりには地域商社としての機能になってほしいという願望はありますので、本当は知床しゃりが仕入れて、それで組み合わせを作って、それを販売店に卸すというハブ的な行為ができるのが理想ですが、現実的に冷蔵、冷凍もあります。倉庫の保管の話もあるので、どこまでできるかが、今、協力者を募りながらやるところまでしか決まっていないので、現在できれいに、お金の流れを説明できないということです。ただ350万円の割引分をしてくださいということでは、話をすでにしております。

●金盛議長 他、ございませんか。久保議員。

●久保議員 消防費で伺います。今回、消防の不祥事のことが新聞に出ました。私も新聞でしかわからないのですが、今までこの種のことについては町政報告があったと思うので

すが、今回はなかったというのは何か理由があったのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 不祥事の関係については、私も副管理者ということで、大変申し訳ないという思いでいっぱいですが、これは6月18日に開かれました消防議会の管理者報告という形で報告させていただいたということです。合わせて、消防組合のホームページの中で結果について、公表しておりまして、同じように新聞の報道についても対応したということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 一部事務組合なので清里、小清水のことは議会報告がなくてもいいかと思いますが、過去のことから照らし合わせてもきちんと議会に報告すべきだと思います。もう一点は、処分に至った、ここまでの経過を教えてくださいませんか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 町議会の方での報告という部分についてあればよかったと反省しているところですが、前段にも申したとおり、一部事務組合という部分もありまして、こちらの方でした直後でしたので、そういう部分で了解していただけるかという、私どもの甘い考えもあったかもしれませんので、ご了承いただきたいと思います。

経過についてですが、今回については、何点か重なった状況がございます。一つの要因としては、この消防士長は士長といういわば、中間といいますか、経験豊富で他の模範となるべき存在であるということがあるかと思います。にも関わらず、今回は例えば公文書の関係の不適正な処理、勤務態度、この中での不良行為、上司に対する虚偽報告あるいは飲酒によるトラブル等々、数多くの行為があったということでございます。

なおかつ、分限に当たる、能力不足という部分と加えまして、指導に対して良い結果が生まれていないという部分がございます。今回は懲戒処分ですが、分限による処分と二つを合わせたような形で、処分内容が重くなっているのは仕方ないと思っております。この職員には過去にも処分を受けているところがございまして、それに対して反省と言いますか、そういう部分をよりきつく指導するという意味合いもありまして、今回の処分に至ったということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 消防議会で報告したということですが、報告したのは誰ですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 私から報告をいたしました。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 管理者ですよ、今回に至った責任は。今、副町長が答えたように、過去からいろいろあったということなので、これに対しても処分の基準が一つ、もう一つはこの基準を決めたメンバーは誰ですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 基準の内容につきましては、消防内にこのための懲戒処分の審査会議を持っております。このメンバーは、消防長、消防署長、総務課長、予防課長、消防課長、さらに消防委員会というのがございますが、そちらの方から係長1名を加えて、6名でこの内容を審査いたしまして、一定の結論を持って管理者に報告があつて、管理者の方でそれでよしと決定したものでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 当事者からの弁明という機会はあるのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 弁明といいますか、処分の説明を消防長からしていただいておりますけれども、その際には処分の内容、処分の理由、さらには教示ということで、不服申し立てができるという部分の中での説明をしているところです。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 消防や警察は、組織中の組織とよく言われるぐらい組織がしっかりしている団体かと思います。今回の案件については議会議員が新聞からわかるということは、情けない話なのです。まして管理者が町長ですよ。いくら書類の配布とはいえ、しっかりとその部分については記載し報告をする。町民から聞かれるわけです。新聞でしか知りませんとしか答えられません。このことについては今後しっかりと対応するように、もう一度伺いますけれどもいかがですか。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 消防の一部事務組合ということで、基本的に組織の中の組織、町民の命と財産を守るという大事な大事な使命を持っている消防組織です。これについては、わが身を顧みず行動もしなければならないという意味では、組織としての節度もそうですし、指揮命令系統がしっかり整っていかなければならない。これまで、組織ですから、いろいろなことが起きました。都度、指示はしながら改善を重ねてまいりましたが、その努力が及ばないことが今回続けて起こった中で、このような処分をさせていただいた次第です。

大きな処分の中で、議員の皆さん、消防の皆さんにはお伝えしたと言いながら、議員の皆さんにしっかりご説明できなかったことは、改めて深く反省をしたいと思いますし、今後、決して皆さま方に隠すだとかそういう意味ではなかったのですが、知らずに皆さま方にご迷惑をかけたという現実は、率直に受け止めて、今後はしっかり対応して参りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 再び、新型コロナウイルス感染緊急経済対策に関して伺います。うちの町が6月の予算計上の中でいくつかとってきたのは、今の状況の中では柔軟に則した対応と捉えています。一方で、国の経済対策も多岐にわたって項目が出てきています。そういった

中で、環境省で出しているコロナ関連の雇用、あるいはコロナ後に対しての環境整備という支援事業がございます。非常に充当率も良い形になっていて、さまざまな形の中で使える事業費だと思っています。

先の、産業厚生委員会の中でも伺ったのですが、うちの場合は担当が環境省関係ということで、所管が違っており、簡単にしか伺えませんでした。いくつかある対応の中では、うちの町の、知床の観光という部分、国立公園内ですから、その中には非常に使いやすい、これが使えたらいいなという内容もいくつかありましたが、そういった部分に町としてなかなか関与していないというお話を伺いました。

ところが、もうすでに斜里町内から知床財団と、一部、協議会の方からという形で、この中身に助成金の申請が出されたと伺いました。その、なされた内容に関して、今回、地域の何人かの方がまるっきりその話を聞いていなかった。どこで決まったのかという声が上がってきました。これには驚いたのですが、その経過を町はどのように捉えていらしかったのか、確認のために伺います。

内容は、幌別地区からのマイカー規制の実施です。これはあくまでも社会実験としてのやり方で、実施期間はおおよそ10日を想定している。最初、私が聞いた内容では、9月の連休に実施したいという内容でした。しかしこの内容に関して、観光に関わる、現場のガイドの方々、宿泊施設の方々、地元の中では一度も協議の場に上がったこともない内容でしたので、皆さんどうしたものかと非常に戸惑っていました。この流れについて町はどのように押さえていたのかを伺います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 櫻井議員のご質問にお答えします。環境省の補助金につきましては、斜里町から提出して、ただ今お話のマイカー規制にかかる分と、知床財団にかかる分ということで話がありましたが、環境省の方で対象としているのが、自治体向けではなくて協議会やDMO、民間等々を対象としているものとなっております、その形でいきますと、今回の補正予算には出てきていないところですが、改めて町の方で関わっている部分でお話のあった、マイカー規制については昨年の経過からですと、昨年12月カムイワッカ部会という世界遺産委員会の中の一つの部会がありまして、その中で本年度のマイカー規制の期間ということで、いろいろな関係行政機関や宿の方、ガイドの方、自治会等々も参加している会です。その中で、今年の実施方法や実施期間等々を確認されてきたところです。

その中で、8月1日から25日ということで、25日間の実施を確認していたところですが、改めて年明け以降になり、新型コロナウイルスの関係で今年の実施がバスの運行との関係もありまして、難しい状況が出てきたところであり、4月中頃に町内の関係行政機関等々で、今年の実施についてどうするか検討を開始したところです。

まず課題となったのは、バスの運賃収入によるマイカー規制を行なってきたところですので、バスの運行が難しいことから、その財源対策等も含めながら考えなければいけない

のと、観光客の動向ということで、どれくらい混雑するかもなかなか見通しがないうちで、中止するかどうかまでは決定できませんでしたので、ある程度、実施方法等を検討しながら進めてきたところです。

その中で、環境省の補正予算が出てきたので、活用の検討ができないかというところですね。環境省の補正予算については、誘客の推進や地域の雇用の維持等々に資するような目的の事業を対象としているところであり、環境省の補助金で、定額で1千万円になります。が、その事業で対策できないかということで申請をしたところです。

地域の方々とのお話については、カムイワッカ部会に参加されている温泉旅館組合の会長さんや観光協会の事務局長さん、民宿旅館組合の会長さん、ガイド協議会の会長さん等々と意見交換をしながら説明してきたところであり、コロナの関係で緊急的なところもありまして、本来ですと、いろいろな地域の方と合意を取った上で申請を進めなければと認識しているところですが、この事態でいろいろな調整や補助金の申請等々とも並行しながら進めてきたところでもあります。

補助の申請はしていますが、最終的な決定はいただいていないので、改めて地域の合意という部分を踏まえた上で進めていきます。最終的には7月3日にカムイワッカ部会が開催されますので、その中で最終確認をして、今年の運行をどうするか決定します。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回の中身は、見せていただきました。保護と利用、そして国立公園内の適正利用は、うちの町にとっては大変大切な取り組みとして、自然遺産になる前から、ずっと地域と保護を主体とする事業、そして環境省、観光を実施するという中、かなり丁寧な協議をずっと続けてきていました。

こうした中で、先ほどおっしゃったカムイワッカ部会の一部と思われる方に個人的に言って、それまで具体的な方針だとかやり方はなかったわけです。そういった部分で話をしていたというのは、私に連絡が来た時点では、個人的に話を受けた方から何を言っていたのかよくわからない。会長だからという形で来たけれども、その方は常日頃からおっしゃっています。こうしたことは全体の中で話をしなければ、いろいろな多様な視点、それぞれの立ち位置という部分で、これまで自然のあり方、そこを利用する形のコンセンサスをずっと取ってきた中では、非常に戸惑ったという声が聞かれました。

その時点では、ほとんど申請してしまっていたようだと話もありました。時系列のことを追っても仕方ありませんが、もう出してしまっている。地域の中では、事業の内容については、まだそこを協議するまでは至っていませんから、実施する事業内容に反対の意見もありますし、皆さんまだ詳しいことは何もわかっていない状態で、一方では尾ひれがついて、その部会のメンバーの中にもいらっしゃいます、不安を持って。

これまで地域とのコンセンサスを取って進めてきた事業がたくさんあります。知床五湖の利用調整地区はその最たるものだと思います。決してやってはいけないということでは

ないし、組み立ててきたマイカー規制を無くしてしまってもいいなどという話ではありません。地域に説明して、やると、担当の方も説明しながらやっていくといつできるかわからないとおっしゃっていましたが、そんなことはないわけです。

この内容に関しては、今後もこういうことがあってはならないと思いますし、まして今回の環境省の事業は、新型コロナウイルスのパンデミックにより国内外旅行者が急激に減少しており、国内有数の観光地である知床では、宿泊業をはじめ甚大な影響が出ていて、そのテコ入れとして組み立てられている事業です。そうした新しい取り組み、これがカムイワッカまでのシャトルバスの運行をその中でやると言っていたのなら、個人的には少しは納得できますが、それを距離も広げて、今までやったことのない企画が盛り込まれた状態をいきなり出してきて、実は申請書が出ていて、適正利用化協議会のですか、馬場町長、担当が課長の名前の申請書を見たら、やはり残念だったなと。

良い企画なだけに、この時期ではないのではないか、カムイワッカのシャトルバスの運行がバス会社の収益のもくろみでできない形になっているということを含めても、やり方には問題があったのではないかと思いますし、こうやっていろいろなコロナ対策、感染症の緊急対策を立てている中で必死に動いている斜里町の対策を、一方で見ていますから、残念という思いがあるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

●金盛議長 答弁保留のまま休憩といたします。再開を15時25分といたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時25分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁。増田総務部長。

●増田総務部長 櫻井議員のご質問にお答えします。まず全体の部分で、一部、認識の違いがあるかもしれませんが、今回の環境省の交付金事業につきましては、斜里町内では多くの団体が申請しています。自治体は対象になりませんので、基本的には民間団体です。申請していますのは、先ほど話に出た、こう言った方がわかりやすいと思いますが、マイカー規制協議会。会長は馬場町長です。それから知床財団、一般社団法人のスロウワークス、一般社団法人の知床しゃり。これだけ多くの団体が斜里町からは申請しております。

このマイカー規制協議会に関わる部分ですが、コロナの影響の中で、通常やっている夏の運行をどうするかが協議会の中でありました。その中で、運行をしている斜里バスさんからは、通常の運賃収入で、その収支を合わせるのは難しいという話がありました。ちょうどコロナ対策ということで、環境省の交付金が使えないかという話が出た中で、運行委託をバス会社にして、経費に見合う部分で、期間は少し短くしながら運行しようということになり、通常のマイカー規制の区間、知床五湖からカムイワッカ間の夏の運行をお盆前後に期間を短縮して運行をする。運賃収入によらない、バス会社の委託運行で運行する

というのがまず一つです。

それプラス、9月の連休のときにコロナ後の知床観光の一つの形ということで、移動もサービスの一部として、移動先からそのままガイドさんがその中にに関わりながら一緒に行けるという、一つのパッケージにした上で、事業者も応援しながら幌別から先のバス乗り換えを社会実験的に9月にやれないかという話が出ています。

ただし、いずれも事業者支援という観点も含んだものですので、各事業者さんのご理解がなければ、9月に実施するものではないと考えております。その上で、いろいろな説明が十分でなかったというご指摘ですが、コロナ対策の一部の交付金ということもありまして、交付申請自体は、皆さんにお話するのと並行しながら申請の手続きをする必要がありました。その中で、道路に関わることで道路管理者や警察、振興局、行政機関へ回り、これを環境省の自然保護官、主席保護官と環境課長と知床財団の職員が回って、合わせて同時並行で地域団体にもお話をさせていただいております。

ここで認識の違いがありまして、ここでは斜里バス、公園財団、それからホテル、観光協会、温泉旅館組合、民宿旅館組合、ガイド協議会などの方とお会いしているのですが、要請側からすると組織に説明したという気持ちがあったと思うのですが、すべて説明する機会を持つことが結果的にはできていない部分がありますので、そこで認識の違いが生まれているのではないかと思います。

ただ、この実施までの中で、通常の交付金申請ではかなり詳細な事業計画、そこから寸分変わらない形の実施が前提となるのですが、今回はコロナ禍での交付金事業ですので、ある程度、大きな事業全体の変更は認められないですが、その内容の変更は、ある程度可能ということで、9月の実施、先ほど言いました、幌別から先の乗り換えについても事業者のご理解が前提での実施となりますので、この後もまだご説明をしていくことになると思います。足りない部分は当然あると思いますので、ご理解を得る機会を設けていくことになるかと思います。

それと、実はこの交付金に関して全国で現在1千件以上の応募があったということで、採択の見通しが立たないということが逆に起きており、斜里町だけでこれだけの団体が応募していますので、7月3日にマイカー規制をどうするか決めるところでは、逆に言えば今年は、マイカー規制を通常やっている8月の部分をやれるかどうかをここで決断せざるを得ない。採択が間に合わない可能性も出てきていますので、まだまだ動く可能性はある状況であることをお伝えして、ご説明に代えさせていただきます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私が言っているのは、この内容に関しては7月3日の部会の中で説明して、皆さんがご理解いただくかどうかにあると思います。今までこうした事業に関して国立公園内でのいろいろな調整は、非常に時間をかけて丁寧に実施して成り立っているということを斜里町がよくわかっていたのではないかと。今回の計画は、いつかきちんとこういう形

でやるべきだと。中に組み込まれている詳細に関しては、これからも変化があるかもしれないと言っていました、道路に出てくるヒグマとの軋れきの解決策の一つの糸口になるような内容も入っているわけです。

このカムイワッカのシャトルバスの期間は少し短くなってきていますし、当初よりも利用面では難しいということで、実施期間も短くなってきているのはわかりますが、それぞれ知床国立公園の抱える利用者のオーバーユースという言葉は地域ではあまり使えない感じですが、入込数の調整に関しては、これからも必要だと思っています。

そうではなく事業の推進に関して、今回、計画を立てて時間がないとは言いながら、もう少しきちんと地域の人たちに、最低限、部会を緊急的に開いて説明することが必要ではなかったのか、大丈夫だったのですかと申し上げています。それがいい部分、お金の面に関しても必要だったのかもしれませんが、そういう乱暴というか、もちろんやられている方、この企画を組み立てている方に悪い部分はないわけです。

今回のこのコロナでは、環境省からも詳しい説明を長い時間いただきましたが、その内容ではないのです。事業者それぞれが不安を抱えている、知床国立公園に皆さん来るわけです。そして地元で食べて、泊まっていただく中の、利用の状態が少し変わってしまうのではないかという不安感、皆さん抱えながらやっていますし、本当に人が来るのか、人が来すぎて大変になった時に、バスを運行する時に、半分くらいに人を減らして乗せる時に大丈夫か、そういうことをやっていたら待ち時間が生じ混雑になって、知床でこんなことをやられるのだったら駄目だとか、いろいろなことで不安に思ったと。

それを払拭するように、そうではない形があるなら、そういう説明も必要だったと思いますし、先ほど採択が間に合わないとか部長はおっしゃいましたが、申請して採択されるかわからないけれども、もう出してしまっている部分に関しては、地域の声として、そういう不安、どうしてそういう風に動いてしまったのか。確かに時間がなかったけれども、何とかならなかったのかという声が出ていることは確かだということで、伺っています。

その事業の内容に組み込まれている今後のツアープログラムの実施やそういった部分に関して、これからまだ地域がそういった形でやっていこうとなった時には、十分話し合える内容であるし、いいなと思っています。しかし、その決定と持って行き方のプロセスが少し順番がずれているのではないかとということで伺います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 今回のメインの部分は、あくまでも通常やっている8月の混雑期のマイカー規制、カムイワッカ行きのシャトルバスをどう運行するかが、まず最初にあったということです。これは例年行っている部分ですので、これを通常は運賃収入に頼っているのを、運行委託で運行する。さらに25日間をぐっと短縮した形で、お盆周辺だけ運行する。これがメインだった。

9月の、幌別から先の部分に関しては、連休の三日間ぐらいを想定していますが、これ

は逆にやるかやらないかも含めて、今後その中身も含めて、地元の方とさらに協議していきたいと思っています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 10款、教育費の学校給食センター費でお伺いします。今回、給食費が値上がりになり、保護者の負担は増えますが、お子さんが豊富な食材の中で楽しい給食をとっていただけるようになると思います。また、来年3月まではコロナ対策の中で、給食費が据え置かれたことは、とても良いことだと思います。

学校が休校になったことで、バランスのとれた栄養のとれる昼食が、とても重要だということが家庭でもいろいろ議論されてきて、クローズアップされているのかと思うのですが、このコロナ対策の中で農水省では、牛肉などがとても余ってきたということで、学校給食に提供すると第1次補正予算が付きまして。これについて北海道は、取り扱うことを決めた地域として報道されていますが、斜里町としてはこの部分について取り扱っていく考えはありますか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 ただ今の議員の質問にお答えします。牛肉の関係で、農水省の方から来まして、北海道については道産牛肉ということで、使用しませんかと申請をいただきまして、斜里町もすでに1回、牛肉を、授業を使って導入していくことで申請はしております。ビーフシチューという形で予定をしていて、その申請は既に終わっていますので、時期につきましてはまだ未定ではありますが、申請はしております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ぜひ取り組んでいただければと思います。ただこれは3回までいいとありますので、せっかくの予算ですので牛肉を食べて、また目的の中ではこれをきっかけに家庭での国産、道産の消費拡大という意味合いもありますので、こういう給食を扱うときには食育、命をつなぐという面の教育過程がタイトで厳しいかと思うのですが、そういうメニューも加えながらぜひ3回使いきっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 申請段階の取りまとめが、もう終了しているかどうかというところですが、牛肉はうちの給食では今まで出したことがなくて、アレルギーなどの調査をしなければということもありますので、そういった意味で、まず試験的なメニューということで、1回ということで申請しています。

それと同じく農水省の方で、農水産物も同じように出てきていまして、今回は海産物としてホタテのフライを活用できるということで、合わせてそれも申請をしています。この後どういう状況なのかわかりませんが、そういうお話があれば積極的に活用させていただきたいと思っています。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 先ほどの櫻井議員の質問に関連して伺います。先週、総務文教委員会で私もこのことで課長に伺いました。正式にはカーフリーデー in 知床ということで、6月10日付で申請しているのです、一般社団法人に。常任委員会で聞いた時に、まだ詳細がはっきりしていないので今後も協議を続けるような答弁だったと思うのですが、この申請書を見ますと細かく書かれているのです。これは誰が作ったのですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 ただ今の久保議員のご質問にお答えいたします。環境省の申請期限が6月10日でしたので、6月10日に提出したところです。こちらにつきましては、環境省や斜里町、知床財団等々と内容を協議しながら作成して提出したところです。環境省の補助金について、会長は馬場町長になっておりますので、馬場町長の名前と、マイカー規制協議会の会計事務は斜里町の方で担当することになっておりますので、申請者の名前は私の名前で提出したところであります。作成につきましては、環境省なり知床財団なりと協議しながら作成して提出したものとなっております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 先ほど櫻井議員からの質問があったように、関係者との協議が、代表者のところに説明は行っただけけれども、全体協議があまりなされていないというような話で、コロナのこともあって、みんなで集まることはできなかったと思うのです。そのことについて云々ではないのですが、常任委員会の時も先ほど答弁がありましたように、事業内容は採択されてから余裕があると聞きました。この経費内訳ですが、この地域経済の再活性化という事業目的からみますと、1151万3千円の消費税を除いてですよ、雑役務費が1071万3千円、この委託はバス事業者と考えていいですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 ただ今の経費の内訳ですが、バスの運行につきましては10日間程度で700万円程度と見込んでおりまして、その他に駐車場の誘導や案内業務ということで220万円を自然公園財団の方に考えているところです。その他に連絡調整業務や今後に向けたモニタリングなどに110万円ということで、知床財団等々にお問い合わせのと、あとは細かい部分ですが、案内看板の製作等々で27万円ほど計上しているところです。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 内訳詳細は別として、1100万円のうち1千万円からが事業目的からいくと、バス運行事業者、先ほど部長が答弁していましたが、運賃収入では運営できないから委託だとできるというのは、お客が乗ろうと乗るまいと運行できるわけですよ。それがこの地域経済活性化に寄与していくかどうかなのです。バスが走るのはわかるのです。だからその部分が少し見えにくいので、こういう予算配分というか、この業務費の分け方を見ると、どうも運行事業者を応援するのはいいのですが、その特徴が強く出ていると思うのですがいかがですか。それだけ聞いて終わりにします。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 支出の中身としてバス会社さんの経費が確かにこの中では、ほぼほぼ占めていますが、バスガイドさんやその他に公園財団さんも知床五湖の駐車場の管理ということで、車が来なければ公園財団の収入が減るということも踏まえまして、改めてその部分での仕事を作るだとか収入を補填する意味で、公園財団さんにも駐車場管理をお願いしながら行っていただけないかと考えているものとなっております。

●金盛議長 ほか、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 埋蔵文化財センターの移転事業に関して伺います。説明資料の15ページに、今の、旧裁判所の現施設が老朽化してきているということで、それを旧以久科小学校にという内容だと思います。この移転事業に関して、現施設から物を搬出してしまった後、これは除却という形での公共施設で取り扱いになっていたと思うのですが、それは予定どおりになるわけですか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 予定どおり除却という方向で考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 特に老朽化が顕著な庁舎建物の資料というのがありますが、特に老朽化が顕著な庁舎建物というのは、ここの庁舎ですか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 おっしゃるとおりで、簡易裁判所として使っていた建物は老朽化が激しくて、周囲にプレハブなどの収蔵庫はいくつかあるのですが、そちらに比べると庁舎の方が老朽化がひどいということです。センター庁舎ですね、失礼いたしました。埋蔵文化財センターの今の建物です。旧裁判所として使われていて埋蔵文化財センターとして転用されたセンター調査という意味です。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 失礼しました。庁舎と言うので、ここの庁舎かと思って確認したのですが、正式名称は埋蔵文化財センターですか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 そのとおりです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 施設の老朽化した部分に考古学、考古資料は総務文教委員会の時に、何回か旧裁判所の施設を見せていただきましたが、非常にたくさん入っている。当初、ここに運んだ時にはとりあえず場所がないので利用したという形でした。今回、新施設として旧以久科小学校に移転するわけですが、この場合もとりあえずという形ではもう収まらないと思います。ここも長く、保存状態の良い形で使える施設整備は今後、変更して進められていけるのでしょうか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 おっしゃるとおり、資料は非常に膨大になっておりまして、その保存環境を整備したいのは山々なのですが、他の資料に比べますと出土物の資料というのはある程度、環境変化には対応しやすい、劣化しにくいという特徴を持っていますので、まずは新しい建物に埋蔵文化財センターを移すことで他の環境としては今よりは、今の建物ですと老朽化が進んでいるので、施設自体が崩落したり、そういう危険がありますが、そういう可能性が下がるという点では良くなると考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 環境の変化に耐えうる収蔵物というお話でしたが、例えば、岩石が置いてあるから雨漏りしてもいいだとか、そういうような捉え方ではなくて、考古資料の大切なものという、博物館資料はそういう位置付けにあると思うのです。とりあえず、となつてまた数年たって、古い建物だったからという形でやっていくよりは、今、運び入れる時に労力も使ってお金も使うわけですから、ある程度そういった部分が、長寿命化計画の中でもいつも疑問に感じるところがあるのですが、そういった対応は、ある程度整えられたところにきちんと入って、今後しばらくの間ここから移動せずに済む、どこかにまた移転しなければならないことがないような施設管理をされていかれる予定ですか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 もちろん、収蔵したから後はほったらかしではなく、ある程度分類し整理しまして、そして収蔵状況については例えばモニターをしながら管理することもできますので、遠隔でモニターできるような装置の設置についても検討したいと思います。

●金盛議長 これをもちまして、議案第18号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第19号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第19号、令和2年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第19号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第20号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第20号、令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第20号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第21号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第21号、令和2年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第21号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第22号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第22号、令和2年度斜里町水道事業会計補正予算（第1回）についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 水道事業会計について伺います。今回、3カ月の免除という形で予算計上が出ています。申し訳ありませんが、この中で水道と同じようにウトロの簡易水道の料金と、一般の上水道の料金の区分の金額を教えてください。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 すみません、少し聞こえなかったのですが。ウトロの水道料のお話だったでしょうか。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 下水道の部分では、下水道でウトロ分、市街地分という形の区分の金額構成になっています。この部分では団体用構成と営業用構成ですが、この内訳で団体用構成で営業用構成のウトロ分、市街地分という形の区分を伺いたいのですが。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 下水道使用量の中で団体用、全ての、上水の内訳、団体用がウトロの分で130万2千円、営業用が1139万8千円、合わせて1270万円がウトロの水道、いわゆる簡易水道の分です。上水道使用料、いわゆる水道料金中で斜里の分が1039万円、ウトロ分が1270万円を見ております。その1270万円の内訳は、団体用が130万2千円。営業用が1139万8千円。1302、11398。申し訳ないです数字だけ。それで合計で1270万円。それが団体。営業用。ウトロの分です。よろしいでしょうか。

●金盛議長 ほか、ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第22号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第9号討論・採決 ◇

●金盛議長 ここで、保留としておりました議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第9号について、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第9号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第12号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました議案第12号、財産（ウトロ地区災害廃棄物仮置き場用地）の取得についての討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第12号について、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第15号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました議案第15号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第15号について、採決を行います。議案第15号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第16号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました議案第16号、斜里町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第16号について、採決を行います。議案第16号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第17号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、保留としておりました議案第17号、斜里町学校給食センター条例の一部を改正する条例についての討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第17号について、採決を行います。議案第17号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第17号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第18号討論・採決 ◇

●金盛議長 それでは、これから、議案第18号、令和2年度斜里町一般会計補正予算（第2回）について討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第18号について、採決を行います。議案第18号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第19号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第19号、令和2年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第19号について、採決を行います。議案第19号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第19号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第20号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第20号、令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第20号について、採決を行います。議案第20号について

は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第２０号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第２１号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第２１号、令和２年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第２１号について、採決を行います。議案第２１号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第２１号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第２２号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第２２号、令和２年度斜里町水道事業会計補正予算（第１回）について討論採決を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、議案第２２号について、採決を行います。議案第２２号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第２２号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日はこれもちまして、散会といたします。

午後４時０３分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員

令和2年斜里町議会定例会 6月定例会議 全員協議会会議録

令和2年6月25日（木曜日）

開会 午後4時20分

閉会 午後4時59分

◇ エコクリーンセンターの課題への対応状況について ◇

●金盛議長 会議規則第125条により、全員協議会を開きます。案件は、エコクリーンセンターの課題への対応状況について、の1件です。内容の説明を受けます。鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 （エコクリーンセンターの課題への対応状況について 内容説明記載省略）

●金盛議長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。木村議員。

●木村議員 いろいろ聞きたい点がありますが、大きな枠の6ページ、斜里郡三町の取り組みについて確認をしたいと思います。このごみ処理場を作る時に、地域計画を策定しなければならないと地域計画は順次作っていますし、地域計画そのものは5年ごとに計画変更する。その5年ごとの計画変更ですが、アバウトな計画というのは紛れもない事実です。最終的には三町で広域処理をしたいという目的で地域計画を作ったのですが、それぞれの処理方式が違う。

6ページの最終下段の枠組みを見ると、少し可能性が出てきたかと。今までの地域計画では、清里は大きく焼却を直したと明確に書いてあり、直した段階であと30年ぐらい保つと書いています。無理だとは思いましたが、最終処分場の仕様を見ると、直しても広域処理をやることによりコストの削減が期待できることを含めると、ぜひ三町の枠組みでどういう処理方式がベストなのか、絶対斜里町でなければ駄目という視点を少し横に置き、真摯に三町で話し合う場を持つべきではないかと、大きな枠組みの中で思いましたが、特に参事だけではなく理事者側の考え方や決意をお聞かせいただければと思います。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 木村議員がおっしゃる部分、よく分かります。この地域計画、循環型社会形成推進地域計画ですが、いわば循環型交付金を得るための計画と割り切っています。これは斜里町だけではなく、三町同じ考えでやっていると思いますが、最終的には理由が立つように一つの所という目標を作りながらも、現状に合わせた逃げをしている状況です。議員がおっしゃるとおり、今まではなかなか歩調が合わなかったのが事実だと思います。その中で事務レベルで問いかけを早速しているところでして、その中で可能性があれば、本格的に協議を呼びかけていくべきだと思います。そのためには斜里町でも、処理方式を一

致させる必要があると思いますので、それも含めて検討しなければ、それを抜きにして結論づける訳にはならないと思います。そういう難しい要素がありながらも、理想的には補助金も入れながら、三町の足並みも揃えるのが理想なので、可能性を追求してまいりたいと思います。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 ごみ処理は処理方式を統一しないと広域処理にはなりませんので、処理方式の統一と、場所についても我が町でという視点を外してどこが一番いいのか、三町で真摯に話し合えばいいと思います。特に7ページ、非常にお金が掛かります。これはトップです。病院がいつも槍玉に上がりますが、ごみ処理場も大きなお金を費やしている。1億数千万円、コスト削減したら10年間で10数億円です。ぜひ広域処理でコストを下げっていくことは必要だと。高温高压処理を続けると本当にどうなのか、常に心配しています。

新しい方式なので、今のところ使用年数は、もう6年間経っていますので、これから窯にしてもボイラーにしても、どういう修理費が掛かってくるのか。これは大きな選択になるので、これから未知数の、今までどこのメーカーも道内で2社しか使っていないので、どのくらい持つのかは誰も予測が立てられないはずです。

いつか大きな費用が掛かるとなった時に、費用を掛けてこのままずっと続けていく形になると、本当にどうなるのだろうかという心配が先に立ちます。それよりは方向転換をして、安全性の高い、全国の99%が焼却方式ですから、実績は豊富にあるわけです。安定性なり将来を見越して計算ができる方式の方がいいのではないかと思います。今の処理方式を選択するのは不安定要素がありすぎだと思いますが、そこについて理事者はがどう考えているかお聞かせいただきたい。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 掛かる経費、更にはその生成物の売却先も含めて、将来的にどうかは課題に最初に挙げているとおりです。より問題なのは、この前の議会協議の中でも明らかになったと思います。それについては率直に認めなければならないと思います。ただ今回、2月に越川地域に理解を求めるために、最初にご挨拶を申し上げて検討に入らせて頂きますと話をさせて頂いておりますが、先ほどの三町の中で場所の話もありましたが、一番難しいのは場所の問題だと思います。ここにかかってくると感じているので、そこと合わせて今後どうやって詰めようかと、議会の皆さまとも協議しながら、ご協力を仰ぎながら良い方向になればと思っています。

●金盛議長 他ありませんか。宮内議員。

●宮内議員 ごみ処理は、今のご意見がありましたように、循環型社会形成に資する交付金を活用し、地域計画に基づいてごみ処理計画を作ることです。現在、課題があることは、参事が説明されたようにさまざまありますが、現在の処理方式が国の交付金制度の趣旨に則って考えた場合にどうなのかという観点から見ると、どのように考えていますか。

●金盛議長 鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 循環型交付金が高温高压処理でしか貰えないわけではなく、焼却方式でも、網走市では破碎埋め立て方式を採用していますが、それでも循環型交付金を貰えます。循環型交付金を貰うから処理方式を決めなくてはならないものではないと考えています。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 高温高压イコール循環型は、今、参事から説明されたとおりです。白老町は農林水産省の補助金です。環境省ではないのです。農林水産省の補助金で2分の1ある。環境省は金が無いので、うちの場合は約3分の1です。循環型交付金。だから総定量が違いますし、必ずしも高温高压だから環境省イコール循環型とはなっていないと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

●金盛議長 鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 木村議員がおっしゃったとおりだと考えています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 高温高压処理を選択した経緯を考えますと、高温高压処理方式は資源の循環により寄与する処理方法であろうということで、選択されたと思いますが、この処理方式を決定する直前に実は高温高压処理でできた生成物は、他の条件の中に記載されていますが、RDFという平成17年に既に環境省がこの方式は駄目だと。資源としての利用がスムーズではない、さまざまなトラブルが発生して燃焼事故や爆発事故など、各種のRDF製造を行いごみ処理を行う処理場で事故が多発している現状を踏まえ、この方式は循環型交付金の対象としない、と方針として示されたものの中に含まれるものがありました。

できた生成物は、ごみ由来の固形燃料という位置づけでした。しかし当時の行政側の説明は、新たなバイオボイラーができて十分再利用が可能ということで最終的にこの方式が選択されました。しかしダイオキシンの発生の問題、燃焼中に熱を発生させる問題など、さまざまな課題があり選択した時点で再利用が十分可能だという状況には至りませんでした。だから検証もしながら、先ほど木村議員もご発言されたように、コスト的に考えると処理方式そのものの思い切った見直しが必要だと考えますがどうですか。

●金盛議長 鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 ボイラーができたので生成物の利用については大丈夫ということで方向性を決定づけました。それが今は後継機種が全く無い状況は、当初は想定するべきだったのか反省はするべきだと思います。一番のネックが、そういった形の方向性の決定に結び付きましたが、結局その部分が未だにネックになり続けており、今、説明した生成物の課題でこの処理方式を続けていく以上、この課題から逃れられないと考えています。だからといって今すぐ変えるか、というと費用が莫大に掛かりますので、昨日説明した時も、一度に変えるのなら25億円以上掛かると思います。それは逆に厳しいと思っています。

す。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 費用の問題は、処理方式を大きく変えることは、多額のイニシャルコストが必要です。しかし、ランニングコストを見ると、資料にもあるように、他の自治体と比較しても多額な物が掛かっています、一人当たりの。7ページの資料のとおりであろうと思いますが、ごみ1トン当たりで考えても、一人当たりで考えてもランニングコストが掛かっているわけです。

地域計画が斜里町だけのものではありませんので、清里町、小清水町との協議を踏まえての話になりますが、組織そのものを変換するという腹構えを持ち、二町との協議に当てる必要があると考えますがいかがですか。

●金盛議長 鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 資料7ページの部分、費用が掛かっている形で説明していますが、斜里町特有の面積が広いこと、そして回収品目が多いことにより、費用が上がる部分があるかと。処理方式の部分は非常に大きいと考えておりますので、そのための変更の検討も進めていきたいと考えています。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 確かに面積は大きいですが、以久科処分場のときと比較しなければなりません。以久科処分場のときは、ごみ処理費用合計が1億7千万円くらいでした。この表がありますが3億円近く掛かっています。これはずっとです、当初から。斜里町が、ごみ処理場ができたから大きくなった訳ではありません、面積が。その比較がまず。

もう一つは、先ほど25億円と言われました。エコクリーンセンター全体の事業費は28億円です。堆肥化施設と最終処分場を入れて。25億円がどこから出てきたのか分かりませんが、その部分をもう少し精査しながら、広域になると違ってくるのでしょうか、そういう物をしっかりやっていく必要があるのではないかと。25億円は全く新しく全部最終処分場を作り直す想定で25億円ですか。

●金盛議長 鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 25億円の内訳ですが、最終処分場と水質処理施設で約10億円、標茶町が8トン処理の焼却施設で約15億円掛かっている、最低でも25億円掛かるのかなと考えているところです。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 ちなみに斜里町の最終処分場の年限はいつまでですか？

●金盛議長 鳥居廃棄物担当参事。

●鳥居廃棄物担当参事 令和9年3月頃と考えております。

●金盛議長 他、ありませんか。無ければよろしいですか。以上をもちまして、エコクリーンセンターの課題への対応状況について、の質疑を終了いたします。

以上で、本日の全員協議会を閉じます。ご苦労さまでした。

午後4時59分